

市町村議会で議決した意見書（令和7年12月分）

No.	市町村名	件名	議決年月日
1	西和賀町	多様な民意を切り捨てる国会議員定数削減に反対する意見書	R7.12.12

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	<p>【議決年月日】令和7年12月12日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長</p> <p>【件名】多様な民意を切り捨てる国会議員定数削減に反対する意見書</p> <p>現政権は国会議員定数削減を国会で成立させようとしています。とりわけ、比例代表の定数削減が検討されています。</p> <p>国会議員定数のあり方は、国民の代表をどう選ぶかという選挙制度の根幹をなす問題です。選挙制度は民主主義の土台であり、国民の参政権そのものです。国民的な議論が欠かせません。</p> <p>現行の衆議院小選挙区比例代表並立制は小選挙区が中心ですが、1人しか当選しない小選挙区は多数の「死票」を生み出します。今回の検討では、民意が反映されやすいとされている比例代表の定数が削減されようとしています。比例削減は多様な民意の議席への反映をよりいっそう困難にし、少数意見や少数政党の排除につながります。その結果、国会の最も大事な役割である政府や行政を監視する機能が弱められます。</p> <p>すでに、衆議院の総定数は465にまで削減され、戦後80年で最も国会議員が少ない水準となっています。国際的にみても、日本の議員数（人口100万人当たり）は、OECD（経済協力開発機構）加盟38カ国の中で36番目という少なさです。歴史的にも国際的にも日本は議員が少ない国となっています。</p> <p>このことから、議員定数を削減する「積極的理由や理論的根拠は見だし難い」というのが、これまでの国会論戦の結論です。これまでの議論の経緯を尊重することを求めます。</p> <p>一、国会議員定数の削減を行わないこと</p> <p>以上、上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>